

令和 5 年 1 月 11 日

掘り起こし・総ざらい等に関する JESCO の取組状況

PCB 処理営業部

令和 3 年 9 月に環境省から立地自治体に対して処理継続要請が行われ、了承された。これを受けて令和 4 年 5 月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が変更された。この変更により高濃度 PCB 廃棄物の処理完遂に向け、事業終了準備期間においても処理を行うとともに、新規に発見された北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等については、大阪 PCB 処理事業所及び豊田 PCB 処理事業所で処理することとされた。このような情勢の変化を踏まえつつ、各事業エリアでは、関連する自治体、地方環境事務所、産業保安監督部等と連携して保管事業者への対応を実施し、掘り起こし・総ざらいの取組を進めている。以下に、それぞれの概況を示す。なお、環境省からの要請後における JESCO の対応についての概要を別紙 1 に示しておく。

1. 変圧器・コンデンサー等に関する処理

1) 北九州事業エリアの状況

- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等は、平成 30 年度末に計画的処理完了期限を迎え、その後に発見された処理対象物については、自治体による指導の下で保管事業者により保管されてきた。
- 令和 4 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定により、処理体制が整備され、計画的処理完了期限後に同エリアで新規発見された変圧器・コンデンサー等（以下「期限後物」という。）は、大阪及び豊田の PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）で処理を行うこととなった。
- 上記の改定後には、環境省から以下のような令和 4 年 6 月以降の対応方針が各自治体に提示された。
 - ・九州沖縄エリア内の変圧器・コンデンサー等は大阪事業所、中国四国エリア内の変圧器・コンデンサー等は豊田事業所で処理する。
 - ・運搬距離が長距離となることから、合積みにより収集運搬料金の低減を図るべく、集中搬入期間を設ける（大阪事業所では令和 4 年 10 月～12 月、豊田事業所では令和 5 年 1 月～3 月）。
- JESCO では、上記への対応のため期限後物について、保管現場での確認を行い、両事業所への搬入・処理の要件に適合するよう必要な対処を求めるとともに、自治体や地方環境事務所と連携して保管事業者の意向を確認し、順次 JESCO への契約・処理等を進めている。
- 大阪事業所への搬入は 10 月から開始しており、12 月末時点で一部（代執行となる 2 件、沖縄県及び最近発見された事案の 7 件の合計 9 件）を除き、搬入済みと

なっている。一方、豊田事業所では1月から集中搬入期間に入ったが、概ね契約締結済みであり、収集運搬事業者との調整が済んだものから順次搬入を進めている。

○今般の北九州事業エリアの期限後物の処理は中小企業者等軽減制度の対象外(※1)とされ、費用負担能力の低い中小企業・個人事業主等が処分費用の軽減や収集運搬費用の助成を受けられないことから、費用面で処理手続難航者が生じる可能性もあったが、自治体、地方環境事務所及びJESCOの3者が一丸となって懇切丁寧な対応に努めたことに加え、JESCO内でも北九州営業課をはじめ大阪及び豊田の各営業課が連携して対処したこと、さらにJESCOが収集運搬費用の低減のための合積み促進策(※2)を推進したことにより、現時点で処理手続難航者はいない状況である。

※1 平成30年度末までとは異なり、北九州事業所での処理が行われないことから、中小企業・個人事業主の場合の処分費用への軽減率が70%から0%になるなど取り扱いが変更となっている。

※2 同一県内の保管事業者に対し、同日で一斉に収集運搬事業者に見積りを依頼するよう促し、それにより収集運搬事業者は合積みの計画を早期に立てられるようにした。

2) 大阪事業エリアの状況

○令和3年度末に計画的処理完了期限を迎え、上記の北九州事業エリアの期限後物の処理と併せて、事業終了準備期間を活用した処理を進めている。

○処理に手間のかかる廃PCB油を計画的に処理するとともに、少量であるが新規発見が続いている変圧器・コンデンサー等に対して、都度、自治体と連携してPCB特措法の届出とJESCOへの登録に速やかに誘導し、その後の契約締結・処理につなげている。

○変圧器・コンデンサー等の新規発見は、事業や工場の廃止時、ビルの売却や解体時並びに安定器等の調査時等に生じている。

○計画的処理完了期限後に大阪事業エリアで新規発見された変圧器・コンデンサー等については、中小企業者等軽減制度の軽減率の低下(※1)が行われており、保管事業者のPCB廃棄物の処理に係る費用負担が増大しているが、現時点では1件の代執行が確定したにとどまり、それ以外の処理手続難航者は発生していない。

※1 計画的処理完了期限までの処分委託を推進する観点から、事業終了準備期間においては、中小企業・個人事業主の場合の処分費用への軽減率が70%から44%に下がるなど取り扱いが変更となっている。

3) 豊田、東京及び北海道の各事業エリアの状況

○表記3事業エリアとも令和3年度末に処分期間を満了した。今後、事業終了準備期間を活用した処理を予定しているが、令和4年度末の計画的処理完了期限に向

けて、できる限りの搬入・処理を行えるよう、自治体、地方環境事務所、産業保安監督部とともに未搬入事業者等の情報を共有しながら、連携して対応している。特に、処理手続難航者(詳細は後述するが、現在のところ、豊田と東京の事業エリアで少数発生している。)に対しては、自治体又は産業保安監督部の立入指導・調査に同行し、その解消に努めているところである。

- 豊田事業エリアでは、自らのエリアの変圧器・コンデンサー等をできる限り令和4年以内に処理し、上記の北九州事業エリアの期限後物を令和5年1月～3月に搬入することとし、受入時期をずらすことで円滑な搬入・処理につなげている。
- 東京事業エリアでは、処理対象物が少量となったことから令和4年7月～9月を「重点搬入時期」として設定し、この時期に未搬入の変圧器・コンデンサー等を概ね搬入し終えており、現在では、その後に新規発見された事案への対応が中心となっている。
- 北海道事業エリアでは、処理施設の定期点検前となる令和4年8月～9月に国の処理責任下にある放射性物質汚染対処特措法対象の対策地域内の高濃度PCB廃棄物の搬入・処理を行った。東北地方の大雨により当該廃棄物の搬入スケジュールに遅れが生じ、9月に予定していた処理施設の定期点検を1ヶ月程度遅らせることとなり、その影響により同エリア内の保管事業者の変圧器・コンデンサー等の搬入・処理の時期にも若干の遅れが生じている。事業終了準備期間の令和5年度も活用して確実に処理を行っていく。

2. 安定器・汚染物等に関する処理

1) 北九州・大阪・豊田事業エリアの状況

- 令和3年度末に計画的処理完了期限を迎えるに当たり、新規の登録受付・契約締結は令和3年12月末で締め切った。その後、環境省から立地自治体への処理継続要請に対して、北九州市から受諾回答があった。これにより事業終了準備期間を活用して処理を継続することとなったため、施設の点検を実施した後、令和4年6月から北九州事業所での処理を再開した。
- 契約締結済みで令和3年度中に処理のできなかった保管事業者が数多く存在していたことから、まずはこれらの多量保管者、続いて少量保管者の搬入・処理を行った。
- これと併行して、令和4年1月以降に同エリアで新規発見された安定器・汚染物等についても、順次、JESCOへの登録、契約等の処理手続きを行っている。
- 上述(1.2)の※1)したように中小企業者等軽減制度による事業者負担の軽減率の変更となったことで、令和4年1月以降に同エリアで新規発見された安定器・汚染物等の保管事業者の処理に係る費用負担が増大しているが、現時点では順調に契約締結・処理が進んでいる。
- 10月に開催された北九州市PCB処理監視会議において、環境省から令和4、5年度の処理計画の見直しが提示され、令和4年度の処理計画量は当初の951トンか

ら 780 トンへと見直された。JESCO としては、この計画に従って安定器・汚染物等の搬入・処理を進めている。

2) 東京・北海道事業エリアの状況

- 令和 4 年度末に処分期間を満了し、令和 5 年度末に計画的処理完了期限を迎えることとなる。このような状況を踏まえつつ、自治体、地方環境事務所と定期的な打ち合わせを通じて情報共有を図り、掘り起こし・総ざらいの取組を進めている。
- 各自治体の担当職員向けに、照明器具のラベル情報や安定器の銘板情報により PCB 使用・不使用を判別するための最新の知見を提供するため、「PCB 使用安定器の判別等に関する研修会」を地方環境事務所又は自治体と連携して、合計 10 回開催(Web 又は対面)した。また、自治体からの相談に基づき、PCB 使用安定器の掘り起こし調査協力として、照明器具や安定器の写真による確認及び判定や現地調査等を実施している。
- 変圧器・コンデンサー等と同様、令和 4 年 8 月～9 月に国の処理責任下にある放射性物質汚染対処特措法対象の対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の搬入・処理を行った。これによる他の保管事業者の搬入・処理のスケジュールへの影響は生じていない。
- JESCO 社内では、北海道と東京の両営業課課員をそれぞれ併任として、変圧器・コンデンサー等への対処と合わせて一体的に保管事業者への対応ができるよう、体制を強化している。

3. 今後の対応

- 各事業エリアでの変圧器・コンデンサー等の処理に関する処理手続難航者の状況は、豊田事業エリアで 4 件 (コンデンサー 8 台)、東京事業エリアで 1 件 (コンデンサー 1 台) となっている。北九州、大阪及び北海道事業エリアでは、現在のところ処理手続難航者はいない。
- また、北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器・汚染物等の処理についても、処理手続難航者はいない。東京・北海道事業エリアの安定器・汚染物等の処理については、処理手続難航者のリスト化を進めており、関係機関と連携しながら計画的な処理を図っていく。
- 環境省からの処理継続要請の結果、北九州事業所及び豊田事業所での処理は、令和 5 年度末には終了することとされていることなども踏まえ、処理手続難航者への対応を含め、処理完遂に向け、より一層関係機関との連携を強化して取り組んでいく。
- また、JESCO 内では、本社営業部に各営業課の状況に応じて、柔軟に支援できる人員を令和 4 年 4 月から配置している。引き続き、PCB 処理事業の終盤における体制を整備し、適切な確な営業業務を推進していく。

【参考】新規登録事業場件数の推移

(1) 変圧器・コンデンサー等

- ・北九州事業エリアでは、大阪事業所及び豊田事業所での処理が決まるまでの間の JESCO で登録を受け付けていなかったものについて、令和 4 年 8 月から登録を再開しており、件数が一時的に増大している。〈図 1〉
- ・大阪、豊田、東京及び北海道事業エリアでは、令和 4 年度は比較的少ない件数で横ばい傾向である。〈図 2〉

(2) 安定器・汚染物等

- ・北九州・大阪・豊田事業エリアでは、令和 4 年 1 月以降は JESCO で登録を受け付けていなかったが、5 月から登録を再開した。〈図 3〉
- ・東京・北海道事業エリアでは、令和 4 年度は 5 月の件数が一時的に多くなったが、それ以外の月は 300 件超程度で安定している。令和 2 年 4 月以降は緩やかな増大傾向にある。〈図 3〉

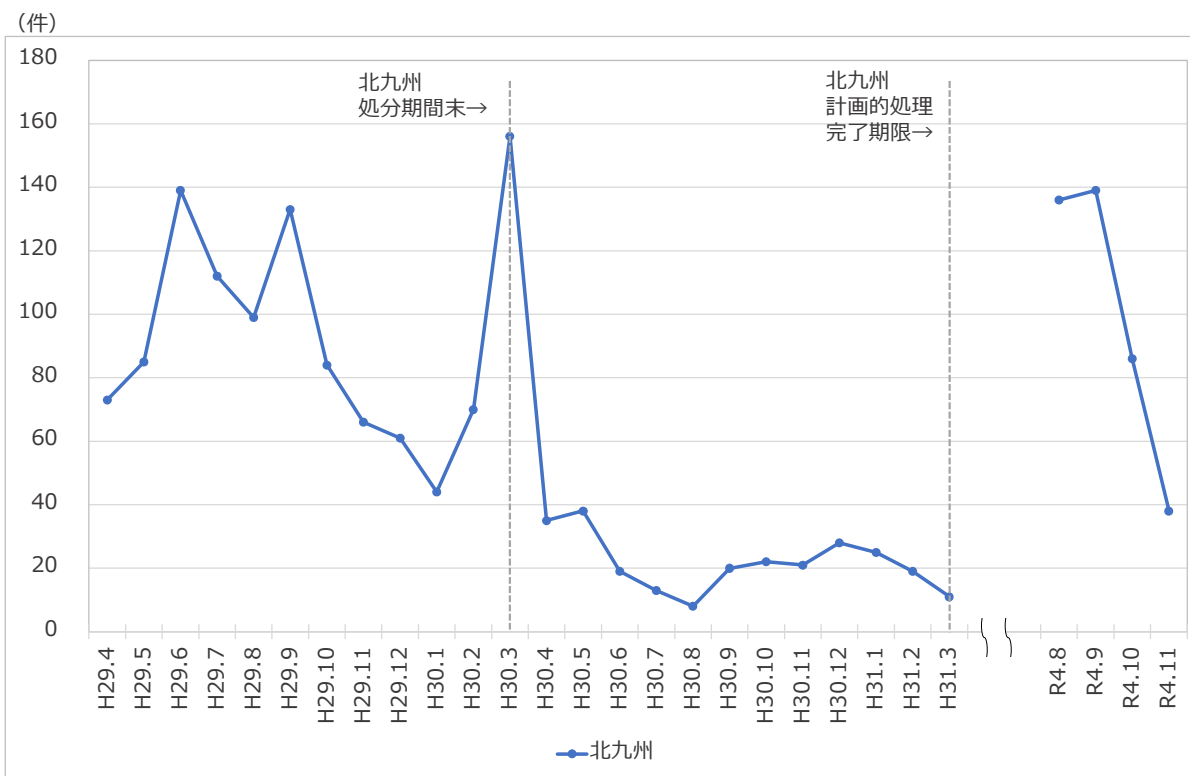


図 1 北九州事業エリア（変圧器・コンデンサー等）の新規登録事業場件数

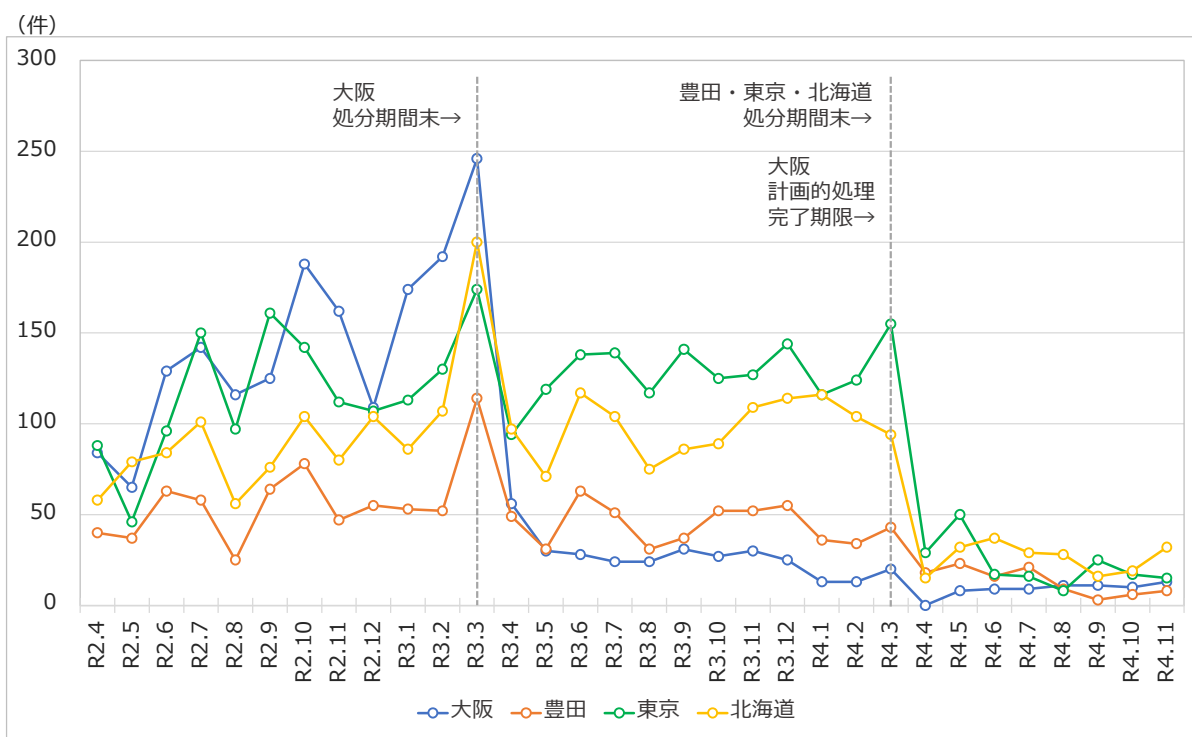
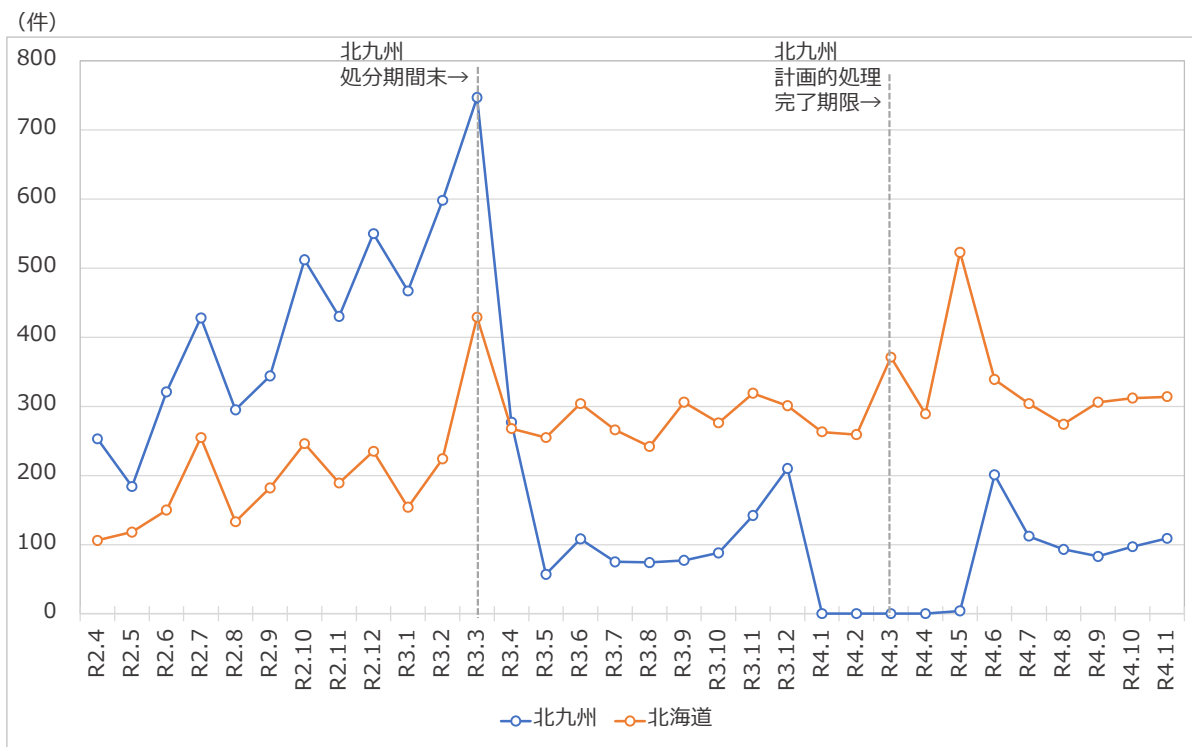


図2 大阪・豊田・東京・北海道事業エリアの新規登録事業場件数（変圧器・コンデンサー等）



北海道施設 処分期間末：R5.3 計画的処理完了期限：R6.3

図3 北九州・北海道両施設での新規登録事業場件数（安定器・汚染物等）